十八　B.I.R.F.

十九　INTERNATIONAL FINANCE CORPORATION

二十　SOCIÉTÉ FINANCIÈRE INTERNATIONALE

二十一　INTERNATIONALE FINANZ-CORPORATION

二十二　CORPORACION FINANCIERA INTERNACIONAL

二十三　I.F.C.

二十四　S.F.I.

二十五　C.F.I.

二十六　INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOCIATION

二十七　ASSOCIATION INTERNATIONALE DE DÉVELOPPEMENT

二十八　INTERNATIONALE ENTWICKLUNGSORGANISATION

二十九　ASOCIACION INTERNACIONAL DE FOMENTO

三十　I.D.A.

三十一　A.I.F.

三十二



三十三



三十四



三十五



三十六



三十七



三十八



三十九



○経済産業省告示第九十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州投資銀行の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十一年通商産業省告示第六十六号（欧州投資銀行の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄